

石 産 第 1282 号
令和 8 年 8 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

石岡市長 戸井田 和之

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第 5 条第 3 項の規定に基づき 8 年 7 月 22 日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 1 項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ピアシティ石岡

所在地 石岡市字木比堤 2222 番 2 外

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

(1) 株式会社カスミ

代表取締役 折本 文孝

つくば市西大橋 599 番地 1

(2) 大和リース株式会社

代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪市中央区北浜 4 丁目 1 番 1 号



3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
意見なし		

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第 4 条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。